

別表（第4条関係）

1 屋上緊急離着陸場

設 置 設 備 等		設 置 基 準
着 陸 帯	大 き さ	長さ及び幅は、活動が想定される機体の投影面の長さ及び幅の1.2倍以上で、かつ、それぞれ20メートル以上とすること。
	標 識 (別図1参照)	黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントにより、次に掲げる標識等を表示すること。 (1) 着陸帯の境界線 (2) 屋上緊急離着陸場である旨を示す㊦をヘリコプターの進入方向又は出発方向に向け表示すること。 (3) 進入方向又は出発方向を示す矢印。ただし、同一方向に設定した場合は省略することができる。 (4) 着陸が可能な機体の重量 (5) 地上からの高さ（フィート表示）
	床 面 構 造	(1) プラットホーム式（屋上床の上部に離着陸するための床を設け、屋上と床との間に空気の流通する空間を設けたもの）又は通常床式とし、床面は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) プラットホーム式とする場合は、上下方向に空気が流通し、着陸時に気流の乱れが生じる恐れがあるグレーチング等の床としないこと。 (3) 床面の最大縦横勾配は、2パーセント以下とすること。 (4) 床面の強度は、活動が想定される機体の最大全備重量の2.25倍の荷重が短期的に掛かるものとして設計すること。
進 入 表 面 (別図2参照)		(1) 直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて設定できる。 (2) 長さは500メートル、幅は着陸帯から500メートル離れた地点で200メートルを確保すること。 (3) 勾配は、8分の1以下とすること。ただし、周囲の状況等からこれにより難しい場合は、5分の1以下とすることができる。 (4) 進入表面上に物件等が突出しないこと。

転 移 表 面 (別 図 3 参 照)		(1) 進入表面に沿った両側2方向とすること。 (2) 着陸帯からの高さ45メートルまでの斜面で、着陸帯及び進入表面と接続すること。 (3) 勾配は、1分の1以下とすること。 (4) 進入表面に沿って360メートルの点までとすること。 (5) 転移表面上に物件等が突出しないこと。 (6) (1)から(5)までの規定により難しい場合は、別図4によることができる。
待 避 場 所	規 模 等	(1) 着陸帯に隣接して設置すること。 (2) 広さは、着陸帯の概ね2分の1の広さを確保すること。 (3) 待避場所と着陸帯に段差がある場合は、階段又は傾斜路を設置し、容易に接近できるものとする。
	標 識	(1) 「ヘリコプターが接近したらこの場所に待避してください。」の文字を記載した標識を掲示又は床面に表示すること。 (2) 文字の大きさは、75ミリメートル角以上とすること。 (3) 標識の大きさは、1,250ミリメートル×350ミリメートル以上とすること。 (4) 容易に視認できる場所に堅固に掲示又は表示すること。
風 向 指 示 器		規則第79条第1項第14号の規定に基づき設置すること。
夜 間 照 明 設 備 等 (別 図 5 参 照)	飛 行 場 灯 台	規則第117条において規定された基準により設置すること。
	風 向 灯	
	着陸区域照明灯	規則第117条において規定された基準によるほか、着陸帯の中心部の上方2メートルの高さにおいて、ヘリコプターの乗組員に幻惑を与えないものとする。
	境 界 灯	規則第117条において規定された基準によるほか、次によること。 (1) 着陸帯の境界線上に、等間隔に8個以上設置すること。 (2) 進入表面及び転移表面に突出しないものとし、埋め込み型とすること。 (3) (1)及び(2)により難しい場合は、着陸区域照明灯を4基以上設置すること。

	航 空 障 害 灯	規則第 1 2 7 条において規定された基準によるほか、着陸帯から 1 0 メートル以内の区域で、勾配 2 分の 1 の表面から突出した避雷針等の夜間に視認が困難な物件がある場合に低光度航空障害灯を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、当該物件に夜光塗料を塗布すること。
	非 常 電 源	消防法施行規則第 1 2 条第 1 項第 4 号に規定する非常電源（非常電源専用受電設備を除く。）とし、夜間照明設備を連続で 4 時間以上作動できるものとする。
	点 灯 方 式	防災センター等から遠隔操作により点灯できること。
燃 料 流 出 防 止 施 設		(1) 燃料が流出した場合に、雨水排水口に流れ込まないように、ためます、側溝等を利用する構造とし、合計 1, 0 0 0 リットル以上の容量を確保すること。 (2) 配管等にあつては耐油性を有するものとする。
脱 落 転 落 防 止 施 設		進入表面又は転移表面に突出しない高さ 0. 4 メートル以上の手すり壁、柵又は金網（以下「手すり壁等」という。）を設置すること。ただし、通常床式の場合で、建築基準法施行令第 1 2 6 条第 1 項に規定する手すり壁等が設置されているときは、これと兼ねることができる。
消 防 用 設 備 等	消 火 器	第 4 類の危険物に適応する消火器を、能力単位が 2 以上となるよう設置すること。
	連 結 送 水 管	放水口は単口形とし、放水用器具は、長さ 2 0 メートルのホース 2 本以上及び筒先 1 本以上とする。
通 話 装 置		防災センター等と相互に通話することができる装置を着陸帯の直近に設置すること。この場合において、配線は、消防法施行規則第 1 2 条第 1 項第 4 号ホの規定の例によること。

2 屋上部分の建築計画

直 通 階 段 等	(1) 各階から屋上へ通じる直通階段又は傾斜路を設置すること。 (2) (1)に掲げる直通階段又は傾斜路が屋内に存する場合にあっては、屋上とは附室を通じて連絡するものとする。 (3) 附室から屋上に通じる出入口に設置する扉は、建築基準法施行令第112条第14項に規定する防火設備とすること。
出 入 口	(1) 医療機関においては、屋上へ通じる出入口の幅員をストレッチャーが通行することができるものとする。 (2) 屋上へ通じる出入口に設置する扉を常時施錠する場合は、緊急時に扉を直接操作することで開放することができる場合を除き、防災センター等において遠隔解錠できる装置、自動火災報知設備の作動と連動して作動する自動解錠装置及び停電時には手動開放できる装置を設置すること。
エ レ ベ ー タ ー	屋上にエレベーター（非常用エレベーターが設置される建築物にあっては、当該エレベーター）を1基以上着床させること。
そ の 他	(1) 排煙機は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならない位置に設けること。 (2) 屋上に勾配屋根を設ける場合は、ヘリコプターからの吹き下ろしの風による吹き返しが生じることのないよう空気が流通する構造とすること。 (3) 建築物に付帯する必須の設備で、進入表面又は転移表面に突出するものについては、可動式の構造とし、ヘリコプターの離着陸時には折りたたむことができる仕様とすること。

3 緊急救助用スペース

設 置 設 備 等		設 置 基 準
緊 急 救 助 用 ス ペ ー ス	大 き さ	長さ及び幅は、それぞれ10メートル以上とすること。
	標 識 (別図6参照)	黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントにより、次に掲げる標識等を表示すること。 (1) 緊急救助用スペースの境界線 (2) 緊急救助用スペースである旨を示す㊟の標識をヘリコプターの進入方向又は出発方向に向け表示すること。 (3) 進入方向又は出発方向を示す矢印。ただし、同一方向に設定した場合は省略することができる。 (4) 地上からの高さ（フィート表示）
	床 面 構 造	勾配及び強度は、消防・救助活動の支障とならないものとする。
進 入 表 面 (別図7参照)		(1) 直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて設定できる。 (2) 長さは500メートル、幅は緊急救助用スペースから500メートル離れた地点で200メートルを確保すること。 (3) 勾配は、3分の1以下とすること。 (4) 進入表面上に物件等が突出しないこと。ただし、これにより難しい場合は、表面を垂直上方5メートルまで移行することができる。
転 移 表 面 (別図8参照)		(1) 進入表面に沿った両側2方向とすること。 (2) 長さは45メートル、幅は緊急救助用スペースと同じとすること。 (3) 勾配は、1分の1以下とすること。 (4) 進入表面に沿って360メートルの点までとすること。 (5) 転移表面上に物件等が突出しないこと。ただし、これにより難しい場合は、表面を垂直上方5メートルまで移行することができる。
	大 き さ	(1) 緊急救助用スペースに隣接して設置すること。 (2) 広さは、緊急救助用スペースの概ね2分の1の広さを確保すること。 (3) 待避場所と緊急救助用スペースに段差がある場合は、階段又は傾斜路を設置し、容易に接近できるものとする。

待 避 場 所	標 識	(1) 「ヘリコプターが接近したらこの場所に待避してください。」の文字を記載した標識を掲示又は床面に表示すること。 (2) 文字の大きさは、75ミリメートル角以上とすること。 (3) 標識の大きさは、1,250ミリメートル×350ミリメートル以上とすること。 (4) 容易に視認できる場所に堅固に掲示又は表示すること。
	風 向 指 示 器	規則第79条第1項第14号の規定に基づき設置すること。
夜 間 照 明 設 備 (別図5参照)	飛 行 場 灯 台	規則第117条において規定された基準により設置すること。
	風 向 灯	
	境 界 灯	規則第117条において規定された基準によるほか、次によること。 (1) 緊急救助用スペースの境界線上に、等間隔に8個以上設置すること。 (2) 進入表面及び転移表面に突出しないものとし、埋め込み型とすること。 (3) (1)及び(2)により難しい場合は、着陸区域照明灯を4基以上設置すること。
	航 空 障 害 灯	規則第127条において規定された基準によるほか、緊急救助用スペースから10メートル以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間に視認が困難な物件がある場合に低光度航空障害灯を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、当該物件に夜光塗料を塗布すること。
	非 常 電 源	消防法施行規則第12条第1項第4号に規定する非常電源（非常電源専用受電設備を除く。）とし、夜間照明設備を連続で4時間以上作動できるものとする。
消 防 用 設 備 等	点 灯 方 式	防災センター等から遠隔操作により点灯できること。
	消 火 器	第4類の危険物に適応する消火器を、能力単位が2以上となるよう設置すること。
	連 結 送 水 管	放水口は単口形とし、放水用器具は、長さ20メートルのホース2本以上及び筒先1本以上とする。
通 話 装 置		防災センター等と相互に通話することができる装置を設置すること。この場合において、配線は、消防法施行規則第12条第1項第4号ホの規定の例によること。